

# 4月から 子ども手当が児童手當に 変わりました

3歳未満一律 15,000円  
3歳以上小学校修了前 10,000円  
(第3子以降は15,000円)  
中学生一律 10,000円

※所得制限額を上回るかたは  
一律5,000円

## 所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安 (給与収入のみの場合)
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円
4人	774万円	1002.1万円
5人	812万円	1042.1万円

※所得税法に規定される老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいるかたの限度額は、上記の額に1人につき6万円を加算した額となります。

※「第3子以降」とは、高校卒業(18歳の誕生日)までの養育している児童のうち、3番目以降をいいます。また、両親が別居している場合は、児童と一緒に居住しているかたに優先的に支給(単身赴任等の場合を除く)、児童福祉施設等に入所している場合は、児童福祉施設等に支給されます。



4月から、これまでの子ども手当が児童手当へと変わりました。手当の支給対象となるのは、中学卒業(15歳の誕生日)までの最初の3月31日までの児童を養育しているかたで、児童の年齢や人数、所得の状況などにより、手当額が変わります。

手当の支給はこれまでと同じく、6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当が支給されます。なお、児童が国内に住んでいない場合は支給されません。

※児童を養育しているかたの所得が所得制限限度額以上の場合には、特例給付として一律5,000円が支給されます。

※所得の申告をしていないと、児童手当の支給額算定ができません。確定申告及び市県民税申告が必要なかたは、申告を済ませてください。

## 児童手当の現況届は お済みですか？

児童手当を受給するためには、現況届が必要です。現況届をしないと、手当が受けられなくなります。お済みでないかたは、子育て支援課までご連絡ください。

■お問合せ  
子育て支援課  
内線2215  
猿島庁舎